

証券コード 6580
(発送日) 2024年6月11日
(電子提供措置開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ライトアップ
代表取締役社長 白石 崇

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.writeup.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「I R・E S G」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6580/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ライトアップ」又は「コード」に当社証券コード「6580」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午後3時 (受付開始 午後2時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 32階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第23期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 以 上
-

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りしております出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ インターネットによる同時中継のご案内

株主総会の模様をインターネットにより同時中継いたします。

公開日時	2024年6月26日（水曜日）午後3時より
同時中継URL	

- パソコン、スマートフォン又はタブレット端末にてご視聴される株主様は上記URLにアクセスしてください。
- パスワードを入力する画面が表示されますので、下記のパスワード（半角英数字）をご入力ください。

パスワード	
-------	--

<同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 同時中継をご視聴される株主様からはご質問及びご意見をお受けすることができません。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から抜け出し、本格的な経済活動の再開が進む中で、日経平均株価が史上初めて4万円の大台を超えて資本市場の活況にも繋がる状況となるなど緩やかな回復が続くことが期待される一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、イスラエルとパレスチナの紛争、中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクが懸念されるほか、物価上昇や令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるなど、先行きは不透明な状態が続いております。このような経営環境のもと、当社グループは、「全国、全ての中小企業を黒字にする」という当社理念に基づいて各事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,776,068千円、営業利益は319,751千円、経常利益は314,882千円、親会社株主に帰属する当期純利益は230,614千円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

DXソリューション事業におきましては、パートナー企業と共同で実施するIT・人材・マーケティング関連商材の共同開発、共同仕入れ及びそれら企業への営業支援を行っている「JDネット」、IT・人材・マーケティング・助成金等の4つの視点から業務のDX化による経営課題の解決とDX化を推進するための資金確保（補助金・助成金活用等）に関する経営コンサルティングサービスである「Jコンサル」及び補助金・助成金自動診断システムである「Jシステム」の3つのサービスを主軸として事業を展開してまいりました。当連結会計年度は、「JDネット」及び「Jシステム」に関しましては、物価上昇や長引く経済環境の不透明感の影響で中途解約が増加したこと等により低調に推移したものの、「Jコンサル」に関しましては、事業再構築補助金のほかIT導入補助金やも

のづくり補助金等の申請支援が堅調に推移しました。加えて、「J S a a Sストア（補助金活用により購入可能な製品・サービスのカタログサイト）」や「Jコマース（補助金活用によるECサイト構築支援）」、「みんなのBPO（オンライン業務代行サービス）」等の新たなサービスも業績に貢献しました。また、営業力等の強化を目的とした積極的な人材採用や新サービス立ち上げのための販売促進活動の強化等、より一層の売上・利益の拡大を図るための施策を講じてまいりました。

この結果、同セグメントの売上高は2,464,758千円、セグメント利益は522,200千円となりました。

コンテンツ事業におきましては、業種や規模を問わず、様々な企業の「メール・Webマーケティング」等の企画制作の受託サービスを展開しており、市場環境の変化に合わせてサービスの受注拡大と生産性向上に努めてまいりました。当連結会計年度は、特に1月から3月における受注が低調に推移したこと、また一部の受注案件の納品が4月以降となったこと等により、売上高、営業利益ともに低調な結果となりました。この結果、同セグメントの売上高は311,310千円、セグメント利益は63,962千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第23期 (2024年3月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
D Xソリューション事業	2,464,758千円	88.8%
コンテンツ事業	311,310	11.2
合計	2,776,068	100.0

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、67,279千円であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
の状況
当社は、2023年12月26日付で株式会社A K A R Iの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	2,776,068
経常利益(千円)	314,882
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	230,614
1株当たり当期純利益(円)	44.51
総資産(千円)	3,415,173
純資産(千円)	2,701,216
1株当たり純資産(円)	521.38

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (2023年3月期)	第23期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	2,134,125	2,777,528	2,224,799	2,713,469
経 常 利 益(千円)	596,251	841,811	141,791	327,928
当 期 純 利 益(千円)	431,083	606,577	109,746	235,501
1株当たり当期純利益 (円)	82.43	115.19	20.92	45.46
総 資 産(千円)	2,505,085	3,135,439	3,012,355	3,398,981
純 資 産(千円)	2,052,924	2,465,263	2,468,648	2,706,103
1株当たり純資産 (円)	392.54	467.46	476.49	522.33

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社AKARI	1,000千円	100.00%	IOT/ICT事業、キャッシュレス決済事業、新電力事業、住宅設備機器販売・施工事業

(注) 当社は、2023年12月26日付で株式会社AKARIの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

国内の経済・市況につきましては、ウクライナや中東の情勢悪化などの地政学リスクや為替の変動、原料価格、エネルギー価格の変動などの影響により、当社の中心顧客層である中小・零細企業の経営にも甚大な影響を及ぼすことが予想されます。しかし、そのような環境だからこそ公的支援制度の活用ニーズ、リモートワークやWeb商談のためのITツールへのニーズ、インターネット広告市場など、当社が得意とする分野での需要はますます拡大していくも

のと予想しております。

このような環境のもと、当社は中長期的な会社の成長と企業価値の向上及びその最大化を実現するために、以下の点を主な経営課題と捉えております。

① DXソリューション事業における取組について

a. 商材供給の安定化及び品質の維持

JDネット事業において、創業以来のコンテンツ事業のノウハウを活かし、商材や自社メディア・サービスの企画開発を行っております。当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが必要なため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。当社は自社開発にこだわらず、パートナー企業や外部のサービス提供企業とも協力し、安定的な商材供給を確保するように努めております。

また、パートナー企業の満足度向上のためには商材の品質確保が必要になります。取り扱う商材は自社にて動作確認を行い、不具合の発生等を最小限に抑制するように努めております。今後は、更なる品質の向上を実現することが当社の事業拡大のため必要であると考えております。

b. パートナー企業数の適切な拡充とフォロー強化

JDネットの参加パートナー企業数の増大は登録料売上、営業支援売上、商材売上の増加につながります。一方で、パートナー企業の多くは既存事業の顧客に対して更なる提案を行うために当社の商材を求めており、パートナー企業の無制限な拡大はパートナー企業が抱える既存顧客への過度な営業や奪い合いなどのトラブルを引き起こします。また、当社による販促支援の人的稼働も有限であることから、満足度の低下をもたらす可能性もあります。そのため、パートナー企業の募集に関しては、地域や業種を加味し適切に拡充することに努めております。また、既存パートナー企業に対しては営業同行や商材の勉強会等の開催によるフォローを定期的に行っております。

今後、パートナー企業による商材売上を増加させるためには、新規参加社数の確保だけでなく、既存パートナー企業へのフォローに関しても、体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要であると考えております。

c. 土業活用支援サービスの推進

本サービスを顧客企業に提供するにあたって、土業リソースを活用した政府及び地方自治体の中小企業向けの公的支援制度の活用を推奨しております。よって今後、制度の活用に直接関係する法律、税制等の改正や各種制度に関する政府及び地方自治体の施策に重要な変更があった場合、影響を受ける可能性があります。そのような事態に対処するため、本サービスでは、公的支援制度活用以外にも、地方銀行・信用金庫を中心に金融機関と連携した顧客の資金面を支援する体制づくり及び顧客企業の固定費等を削減し資金確保を実現するためのコスト削減商材の拡大に努めております。また、本サービスの付加価値向上と当社収益のより一層の安定・拡大を図るため、新サービスの企画・開発、収益構造の多様化に努めております。

② コンテンツ事業における取組について

a. ソーシャルメディアやデバイスの変化への対応

当社は、今後の事業拡大において、新たなソーシャルメディアの出現、スマートフォンやタブレット端末等の新しいデバイスの出現等にみられるインターネット市場におけるトレンドを常に把握しながら、顧客のマーケティングニーズへの対応を図ることが重要と考えております。そのため、新たなソーシャルメディアやその活用方法に関して、企画から制作、運用までを一貫して展開できるサービス体制の強化を引き続き図っていく方針であります。

b. DXソリューション事業との連携強化

DXソリューション事業では、全国のパートナー企業による販売網を構築し、Webマーケティングに関する商材等を販売しております。当社としては首都圏以外の地域に大きな潜在的な需要があると見込んでおり、コンテンツ事業の売上高向上には、現状、大手広告代理店との連携が主要ですが、DXソリューション事業との連携強化による全国展開も必要と考えております。そのために、コンテンツ事業の商材をパートナー企業にも展開していく方針であります。

③ 新規事業の展開について

当社の主要事業であるDXソリューション事業では、販売代理店であるパートナー企業に安価で利益率の高い経営支援・Web活用支援に関する商材を提供しておりますが、パートナー企業にも様々な特性とニーズがあるため、パートナー企業にとって有益な価値を提供する新規事業の展開が今後の事業規模拡大につながると考えております。そこで、DXソリューション事業拡大のため、パートナー企業が抱える様々な経営課題の解決に資する新たな商材・サービスの検討を日常的に行っております。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用に注力するとともに、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得のため中途採用にも取り組んでおります。加えて、正社員の採用のみならず、BPOの活用や業務のDXなどを通じて組織体制を強化してまいります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理部門の人員についても必要に応じて強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
DXソリューション事業	中小企業の生産性向上を図るための業務のDX化推進を目的としたITツール導入支援、人材育成支援、マーケティング支援、資金確保支援等の中小企業向け経営コンサルティングサービス
コンテンツ事業	メールマーケティング支援サービス、ソーシャルメディア活性化支援サービス、コンテンツ制作サービス

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

株式会社AKARI	本社 (福岡県福岡市)
-----------	-------------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
D X ソリューション事業	112 (49) 名
コンテンツ事業	21 (1)
全社 (共通)	7 (3)
合計	140 (53)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129 (50) 名	11名増 (16名増)	33.3歳	4.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,806,000株
(3) 株主数 2,653名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
白石 崇	2,479,920	47.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	205,300	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	187,000	3.60
清板 大亮	163,900	3.16
株式会社チェンジホールディングス	116,120	2.24
MORGAN STANLEY & CO. LLC	102,100	1.97
榎田 重夫	83,700	1.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	83,000	1.60
ライトアップ従業員持株会	63,800	1.23
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD L MGC	59,600	1.15

- (注) 1. 当社は、自己株式を625,151株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2016年6月28日	
新株予約権の数		10個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権 1個につき	6,000株 600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権 1個当たり (1株当たり)	100,200円 167円)
権利行使期間		2018年6月30日から 2026年6月28日まで	
行使の条件		(注) 2	
役 員 状 況 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10個 6,000株 1名
	監 査 役	—	

(注) 1. 当社は2016年11月26日付で普通株式1株につき100株、2018年2月16日付で普通株式1株につき3株、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	白 石 崇	
取 締 役	村 越 亨	管理部門担当
取 締 役	佐 藤 寛 信	コンテンツ事業部門担当
取 締 役	吉 本 信 治 郎	DXソリューション事業部門担当
取 締 役	吉 川 浩 永	
取 締 役	原 大 二 郎	ライジング法律事務所 パートナー 株式会社ディマージシア 監査役 大東梱包株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	細 川 幸 一 郎	
監 査 役	大 雲 卓 雄	大雲司法書士事務所 所長
監 査 役	野 村 透	日活株式会社

- (注) 1. 取締役吉川浩永氏及び原大二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細川幸一郎氏、大雲卓雄氏及び野村透氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役細川幸一郎氏及び監査役野村透氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役吉川浩永氏及び原大二郎氏、常勤社外監査役細川幸一郎氏、社外監査役大雲卓雄氏及び野村透氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	46,956 (3,840)	46,956 (3,840)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,240 (12,240)	12,240 (12,240)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	59,196 (16,080)	59,196 (16,080)	— (—)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月29日開催の第5期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2018年2月15日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長白石崇に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役原大二郎氏は、ライジング法律事務所のパートナー、株式会社ディマージシアの監査役及び大東梱包株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - 監査役大雲卓雄氏は、大雲司法書士事務所の所長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - 監査役野村透氏は、日活株式会社に勤務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉川 浩永	同氏は社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営者の観点から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
取締役	原 大二郎	同氏は社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法令・コンプライアンスを意識する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
監査役	細川 幸一郎	常勤監査役として、書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証しております。当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、各種法令や財務を主体とした立場から必要な発言を行っております。
監査役	大雲 卓雄	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、主に司法書士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	野村 透	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、主に経理部長として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人ハイビスカスが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両者で協議の上で監査報酬を決定しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章等）を定め、それを全役員に周知徹底させる。
- ii) コンプライアンス担当部署は役員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うこと等により、役員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施される。また、文書管理規程などの社内規程に従って管理を行い、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに当該情報・文書を提出するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 取締役会は、当社の損害を防止するため、別途「危機管理規程」を作成し、その規程に従ってリスク管理を行う。
- ii) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を経営会議で報告する。
- iii) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- iv) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに経営会議で報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 職務権限並びに意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
- ii) 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。
 - ii) 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
 - i) 監査役を補助すべき使用人として監査役会から要請がある場合に必要な人員を配置する。
 - ii) 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役等の指揮命令を受けない。
 - iii) 監査役を補助すべき使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ii) 事業部門を統括する取締役は、監査役と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
 - iii) 「内部通報規程」において、通報者が通報したことに対していかなる不利益も与えてはならない旨を定める。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用について請求があるときは、職務の執行に必要なものを除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - i) 監査役は内部監査人と情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。
 - ii) 代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制について

内部監査規程により計画された年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署の法令、内部規程（規則）に則した職務執行状況を確認し、代表取締役役に報告、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、コンプライアンス相談窓口の設置による社内通報制度の運用も継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会を開催しております。適宜臨時取締役会も開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を実施しております。定時取締役会及び臨時取締役会の資料、議事録は「文書管理規程」に基づいて担当部署により作成され、セキュリティが保持された社内文書サーバー及び鍵付きキャビネットに保管されております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制について

取締役会にて当社を取り巻くリスクを認識し、適切な対応によるリスクの軽減、予防について検討しております。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理事務局を設置し、定期的なモニタリングを実施しております。

④ 監査役の監査、職務執行について

当社監査役は当社の定時及び臨時取締役会、その他重要な会議に出席し、当社に関する重要な事項の報告を受け、適宜助言・提言などを述べるとともに、月1回の監査役会を開催し当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。また、監査の担当部署と連携して監査を行うことで監査役監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,991,627	流動負債	708,170
現金及び預金	2,432,385	買掛金	70,958
受取手形	10,482	リース債務	1,735
売掛金	471,054	未払金	142,518
商掛品	34,123	未払法人税等	94,082
仕掛品	4,518	契約負債	345,759
貯蔵品	535	その他	53,116
その他	62,026	固定負債	5,786
貸倒引当金	△23,500	リース債務	5,786
固定資産	423,546	負債合計	713,956
有形固定資産	11,738	(純資産の部)	
建物附属設備	4,370	株主資本	2,705,217
工具、器具及び備品	3,031	資本金	386,381
リース資産	4,336	資本剰余金	304,281
無形固定資産	237,109	利益剰余金	2,377,474
ソフトウェア	124,049	自己株式	△362,919
のれん	93,409	その他の包括利益累計額	△4,000
その他	19,650	その他有価証券評価差額金	△4,000
投資その他の資産	174,698	純資産合計	2,701,216
投資有価証券	57,922	負債純資産合計	3,415,173
繰延税金資産	30,894		
その他	223,578		
貸倒引当金	△137,696		
資産合計	3,415,173		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,776,068
売上原価	511,136
売上総利益	2,264,932
販売費及び一般管理費	1,945,180
営業利益	319,751
受取利息	23
受取配当金	269
受還付加算金	338
その他	834
営業外費用	1,465
支払利息	110
支払手数料	960
和解金	5,116
その他	147
経常利益	6,334
特別損失	314,882
固定資産除却損	2,317
税金等調整前当期純利益	2,317
法人税、住民税及び事業税	98,602
法人税等調整額	△16,651
当期純利益	312,564
親会社株主に帰属する当期純利益	230,614
	230,614

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	386,381	304,281	2,146,859	△362,919	2,474,602
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			230,614		230,614
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	230,614	-	230,614
当連結会計年度末残高	386,381	304,281	2,377,474	△362,919	2,705,217

	その他の包括利益累計額	純 資 産 合 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当連結会計年度期首残高	△5,954	2,468,648
当連結会計年度変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		230,614
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,954	1,954
当連結会計年度変動額合計	1,954	232,568
当連結会計年度末残高	△4,000	2,701,216

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社A K A R I

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当社は、2023年12月26日付で株式会社A K A R Iの全株式を取得したため、当連結会計年度から株式会社A K A R Iを連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品、貯蔵品 先出先入法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、売掛債権について売上計上からの経過期間に応じた過去の未入金実績や取引先毎の回収状況等を考慮して、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、各取引先の経営環境の変化や当社の債権回収活動の結果による入金状況の変化、又は将来の景気動向に重要な変動が生じた場合、これらの債権等の評価額に重要な影響を及ぼし貸倒引当金の金額が増減する可能性があります。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（DXソリューション事業）

DXソリューション事業は、主に中小企業が抱える様々な経営課題に関して、「業務のIT化」「人材の採用・研修」「営業支援・販促ツール」「資金手段（土業活用）」の4領域にフォーカスした課題解決の経営コンサルティング並びにITツール導入、人材育成、販促支援等を行っており、以下のような収益を稼得しております。

・ 月額利用料金

顧客に対して契約期間にわたりシステム利用環境を提供する義務を負っており、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

・ 初期導入料金（支援ツールの提供等）

顧客に対して支援ツールを引き渡す義務を負っており、支配が顧客に移転したときに収益を認識しております。原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。

・ 経営コンサル等の役務提供

顧客に対して契約期間にわたり役務提供する義務を負っており、顧客との契約金額及び契約期間

に基づき、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。また、各種補助金申請支援等の成功報酬に関しては、顧客が申請した各種補助金等の申請が採択され補助金支給が決定した等の一定の条件を満たすことにより顧客に請求が可能となった時点で収益を認識しております。

・販売マージン

顧客（JDネット参加企業）に対して各種商材・サービスの販売権を付与する義務を負っており、顧客が当該顧客の販売先に対して、各種商材・サービスを販売した等の一定の条件を満たすことにより顧客に請求が可能となった時点で収益を認識しております。

(コンテンツ事業)

顧客企業が抱えるWebマーケティングに関する課題解決を受託し、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作等のWebマーケティング支援を行っております。顧客に対して受託したWebマーケティング支援を納品する義務を負っており、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約（金額的な重要性が乏しい契約、又は、制作期間がごく短期間のものを除く）については履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果を発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
161,196千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ③ 重要な引当金の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
30,894千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の評価に関する見積りは、連結貸借対照表日時点で適用されている税制や税率に基づいておりますが、(i) 当社の連結計算書類及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についての当社の判断と見積り、(ii) 税制や税率の改正、(iii) 経済状況の悪化や計画未達により、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 30,840千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,806,000株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び賃貸物件に係る敷金は、信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 長期未収入金	134,139		
貸倒引当金(注)1	△134,139		
差 引	—	—	—
② 破産更生債権	3,557		
貸倒引当金(注)2	△3,557		
差 引	—	—	—
③ 投資有価証券(注)3	56,422	56,422	—
④ 敷 金	84,494	83,992	△501
資 産 計	140,916	140,414	△501

(注) 1. 長期未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 市場価格のない株式等(非上場株式 連結貸借対照表計上額1,500千円)は、「③投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	56,422	—	—	56,422

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	—	83,992	—	83,992

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	D Xソリューション事業	コンテンツ事業	
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	1,755,767	311,310	2,067,077
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	708,991	－	708,991
顧客との契約から生じる収益	2,464,758	311,310	2,776,068
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,464,758	311,310	2,776,068

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	336,211千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	481,537
契約負債(期首残高)	368,725
契約負債(期末残高)	345,759

契約負債は、主にD Xソリューション事業における経営コンサルティング等にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、139,702千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	521円38銭
(2) 1株当たりの当期純利益	44円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,956,324	流 動 負 債	687,091
現金及び預金	2,402,925	買掛金	61,479
受取手形	10,482	リース債務	1,735
売掛金	467,248	未払金	132,189
商掛品	34,123	契約負債	345,759
仕掛品	4,518	預り金	16,504
貯蔵品	535	その他	129,423
前払費用	54,118	固 定 負 債	5,786
その他の金	5,571	リース債務	5,786
貸倒引当金	△23,200	負 債 合 計	692,877
固 定 資 産	442,657	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	11,738	株 主 資 本	2,710,103
建物附属設備	4,370	資 本 金	386,381
工具、器具及び備品	3,031	資 本 剰 余 金	304,281
リース資産	4,336	資 本 準 備 金	304,281
無 形 固 定 資 産	143,700	利 益 剰 余 金	2,382,360
ソフトウェア	124,049	その他利益剰余金	2,382,360
その他	19,650	繰越利益剰余金	2,382,360
投資その他の資産	287,219	自 己 株 式	△362,919
投資有価証券	57,922	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,000
子会社株式	83,060	その他有価証券評価差額金	△4,000
関係会社長期貸付金	40,000	純 資 産 合 計	2,706,103
長期前払費用	469	負 債 純 資 産 合 計	3,398,981
敷金	83,066		
破産更生債権等	3,557		
繰延税金資産	22,700		
その他	134,139		
貸倒引当金	△137,696		
資 産 合 計	3,398,981		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,713,469
売上原価	466,605
売上総利益	2,246,864
販売費及び一般管理費	1,914,148
営業利益	332,715
営業外収益	
受取利息	42
受取配当金	269
還付加算金	338
その他	797
	1,448
営業外費用	
支払利息	11
支払手数料	960
和解金	5,116
その他	147
	6,235
経常利益	327,928
特別損失	
固定資産除却損	2,317
	2,317
税引前当期純利益	325,610
法人税、住民税及び事業税	98,567
法人税等調整額	△8,457
	90,109
当期純利益	235,501

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
				繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	386,381	304,281	304,281	2,146,859	2,146,859
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				235,501	235,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	235,501	235,501
当 期 末 残 高	386,381	304,281	304,281	2,382,360	2,382,360

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△ 362,919	2,474,602	△ 5,954	2,468,648
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		235,501		235,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	1,954	1,954
当 期 変 動 額 合 計	-	235,501	1,954	237,455
当 期 末 残 高	△ 362,919	2,710,103	△ 4,000	2,706,103

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

・市場価格のない株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・仕掛品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、売掛債権について売上計上からの経過期間に応じた過去の未入金実績や取引先毎の回収状況等を考慮して、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、各取引先の経営環境の変化や当社の債権回収活動の結果による入金状況の変化、又は将来の景気動向に重要な変動が生じた場合、これらの債権等の評価額に重要な影響を及ぼし貸倒引当金の金額が増減する可能性があります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① DXソリューション事業

DXソリューション事業は、主に中小企業が抱える様々な経営課題に関して、「業務のIT化」「人材の採用・研修」「営業支援・販促ツール」「資金手段（土業活用）」の4領域にフォーカスした課題解決の経営コンサルティング並びにITツール導入、人材育成、販促支援等を行っており、以下のような収益を稼得しております。

・月額利用料金

顧客に対して契約期間にわたりシステム利用環境を提供する義務を負っており、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

・初期導入料金（支援ツールの提供等）

顧客に対して支援ツールを引き渡す義務を負っており、支配が顧客に移転したときに収益を認識しております。原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。

・経営コンサル等の役務提供

顧客に対して契約期間にわたり役務提供する義務を負っており、顧客との契約金額及び契約期間に基づき、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。また、各種補助金申請支援等の成功報酬に関しては、顧客が申請した各種補助金等の申請が採択され補助金支給が決定した等の一定の条件を満たすことにより顧客に請求が可能となった時点で収益を認識しております。

・販売マージン

顧客（JDネット参加企業）に対して各種商材・サービスの販売権を付与する義務を負っており、顧客が当該顧客の販売先に対して、各種商材・サービスを販売した等の一定の条件を満たすことにより顧客に請求が可能となった時点で収益を認識しております。

② コンテンツ事業

顧客企業が抱えるWebマーケティングに関する課題解決を受託し、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作等のWebマーケティング支援を行っております。顧客に対して受託したWebマーケティング支援を納品する義務を負っており、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約（金額的な重要性が乏しい契約、又は、制作期間がごく短期間のものを除く）については履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、独立掲記していた「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、財務諸表の明瞭性を高めるため、当事業年度より各資産の項目の金額から直接控除して表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

160,896千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

22,700千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率に基づいておりますが、(i) 当社の計算書類及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についての当社の判断と見積り、(ii) 税制や税率の改正、(iii) 経済状況の悪化や計画未達により、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,840千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 1,119千円

② 短期金銭債務 11,550千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	13,500千円
売 上 高	1,000千円
販売費及び一般管理費	12,500千円
営業取引以外の取引高	19千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	625,151株	一株	一株	625,151株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	15,607千円
貸倒引当金	49,274千円
その他	34,580千円
繰延税金資産小計	99,461千円
評価性引当額	<u>△76,761千円</u>
繰延税金資産合計	<u>22,700千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.2%
評価性引当額の減少	1.4%
賃上げ促進税制による税額控除	△4.6%
その他	<u>0.1%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.7%</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社AKARI	所有 直接100.0%	当社サービスの販売協力 資金の援助 役員の兼任	当社サービスの販売 (注) 1	1,000	売掛金	1,100
				当社サービスの販売協力 (注) 1	12,500	未払金	11,500
				資金の貸付 (注) 2	40,000	長期貸付金	40,000
				利息の受取 (注) 2	19	その他流動資産	19

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他取引条件は、交渉の上、決定しております。

2. 株式会社AKARIに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 522円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円46銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社ライトアップ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 幸
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 田 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライトアップの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトアップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社ライトアップ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 業	定 務	社 執	員 行	公認会計士	高橋 克幸
指 業	定 務	社 執	員 行	公認会計士	福田 健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトアップの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

株式会社ライトアップ 監査役会

常勤社外監査役 細川 幸一郎 ㊟

社外監査役 大雲 卓雄 ㊟

社外監査役 野村 透 ㊟

以上

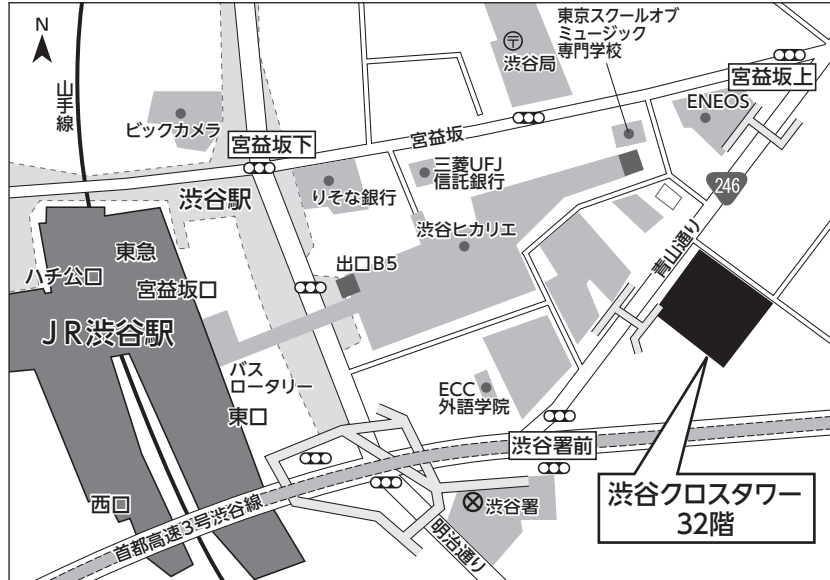
株主優待割引券
(Jコンサルティングサービス、 Jシステム、 Jサーチ、 J S a a S)

- ・本券を切り取り又はコピーして所定の事項を記載し、サービスご利用時にサービスの申込書とともに当社にご提示ください。
- ・株主名と優待利用会社名が異なる場合は、名義人株主が優待利用会社の代表者である場合に限り株主優待を受けることができますものとします。
- ・ご利用可能期間は、本券到着時から2025年6月末日までです。
- ・その他の事項は当社ホームページでご確認ください。

株 主 番 号	
住 所	
株 主 名	
利用者が法人の場合	優 待 利 用 会 社 名
	上 記 株 主 と の 関 係

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 32階 当社会議室
TEL 03-5784-0700



交通	JR「渋谷」駅	東口より	徒歩約5分
	東京メトロ「渋谷」駅	B5番出口より	徒歩約4分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。